

「(仮称)多摩市パートナーシップ制度(素案)」に関するパブリックコメントの意見及び市の考え方について

- 1 意見募集期間: 令和3年10月25日から11月8日まで
 2 意見提出数: 25人・35件
 (インターネット14人、郵送4人、投函6人、FAX1人)

3 主な意見と市の考え方の概要

いただいたご意見のうち、内容が重複するものや制度への不安・反対を表明するものを中心に、ご意見の趣旨と市の考え方を概要としてまとめました。個別の意見の内容と市の考え方については、次ページ以降に掲載しています。

No.	ご意見の趣旨	市の考え方
①	制度導入に賛成する意見	本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、広く皆さんにご理解いただけるよう、今後も啓発や周知を図ってまいります。
②	現行法制の中では、パートナーシップ制度だけでは限界があるので、国や事業者などへの働きかけが必要だとする意見	ご意見のとおり、市や国、東京都、民間事業者等において、具体的な改善が図られることが大事です。市としては現在のところ、市営住宅の申込みが可能となるよう検討を進めているところです。その他の市の業務については、今後整理・調整を行いながら、サービスの拡充を図るとともに、市内事業者等に対する働きかけも行う考えです。
③	本制度を事実婚や別姓婚を望む男女カップルにも当てはめることを期待するとの意見	本制度は、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題への対応、性的指向・性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者及びその家族等が安定した地域生活を送ることができることを実現するための施策として実施するものです。そのため、本制度では、いわゆる事実婚は対象としませんでした。
④	・少子化や児童虐待、貧困問題など、他の行政課題に取り組むべきとする意見 ・行政が取り組むべき課題ではないのではないかとする意見	少子化や、児童虐待、貧困問題などは、多摩市としても解決すべき重大な問題ですが、様々な要因が複合的に重なり生じているものと認識しています。引き続きこれらの課題等には鋭意対応してまいります。市では様々な行政課題に取り組んでおりますが、その中でも市民の皆さんの命や財産、人権を守ることは最も基本とすべきことです。性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難の解消についても、市として取り組むべき重要な施策であると認識しています。
⑤	当事者の方が直面している困難には、パートナーシップ制度を作らなくても他に解決法があるのではないかとする意見	当事者の方々は遺産相続や、病院での付き添いなど、日常の様々な場面で困難に直面しています。これを乗り越えるためには相当の時間と労力を要します。こうした現状を少しずつでも解決していくためのきっかけとして、本制度は必要であると考えています。
⑥	婚姻制度を否定する(あるいは形骸化させる)恐れがあるのではないかとする意見	性的指向・性自認に関しては、本人の意思で変更できるものではないとされています。本制度は当事者やその家族の困難や生きづらさの解消につなげることを目指すものであり、既存の婚姻関係や家族のあり方等を否定するものではありません。

⑦	子どもたちへの影響を心配する意見	<p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題です。多摩市立小中学校では、あらゆる差別の解消に向け、東京都教育委員会による人権教育プログラムに基づき、性の多様性を含めた人権教育が行われています。</p> <p>性的指向や性自認は自分の意思で変更できるものではなく、また、いかなる性的指向・性自認も、他人に影響を受けて変化するものでも、悪いものでもないとされています。</p> <p>子どもたちが、自分や周りの人の性的指向や性自認が他の人と違うと気づいたとき、いじめや不登校、自傷行為に発展することがないように、性の多様性についての正しい知識を伝えていくことは大変重要です。</p> <p>今後も学校での理解促進や啓発については、多摩市教育委員会とも連携しながら行ってまいります。</p>
---	------------------	--

4 個別の意見と市の考え方

No.	項目	ご意見	市の考え方
1	制度について	大賛成です。みんなが幸せになれる制度だと思います。是非導入をお願いいたします。	本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、広く皆さんにご理解いただけるよう、今後も啓発や周知を行ってまいります。
2	制度について	<p>まずパートナーシップ制度について、仮という形であっても制定の方針で進めていただき本当に感謝申し上げます。</p> <p>私は同性パートナーがおり、パートナーシップ制度を受けるために大好きな多摩市を離れる覚悟をしておりました。その矢先にこの記事を見つけ、本当に嬉しい気持ちでいっぱいです。この国には残念ながら同性婚という法的な結婚方法がありません。また、パートナーシップ制度にも大きな法的効力があるとはいえません。しかし、その制度があるだけで、制度の恩恵を受けるだけでなく、一般のセクシャルマイノリティに対する意識が変わったり、また当事者がカミングアウトしやすい環境が出来たりと、制度そのものの他にも大きく変わっていくものが多いと思います。そのため、今回の多摩市パートナーシップ制度の制定については、多くの人にとって本当に大きな意味を持つと思います。</p> <p>当方、数年前から多摩市のパートナーシップ制度を待ち望んでおりましたので、本当に本当に嬉しく思います。拙い文章で読みずらく申し訳ありませんが、ご活用いただければ幸いです。簡単ではございますが、以上をパブリックコメントとさせていただきます。</p>	
3	制度について	私は対象となる者ではありませんが、大変素晴らしい取り組みだと思います。まだ取り組んでいない自治体も少ない中、検討していただけることすら誇りに思いますし、是非決定されて欲しいです。いつか婚姻が認められる日までは、愛を証明できるこの制度が多様な性的指向、性自認を持つものにとって拠り所となるでしょうから。	
4	制度について	多摩市パートナーシップ制度に賛成いたします。	

5	制度 について	性の多様性を認める社会において、同性婚の自由は当然のことであるが、法律上の整備が完了していない現状では自治体において、住民の市民としての権利や幸せな生活を営む上で、まずはパートナーシップ制度を先行して実施することは時宜を得たものと考え、賛同するものです。	本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、広く皆さんにご理解いただけるよう、今後も啓発や周知を行ってまいります。
6	制度 について	学生時代の後輩が9月に自殺しました。ゲイでした。自殺の理由はきっと一つではありません。エッセンシャルワーカーだったから、コロナ下で生活のために仕事を変わらなければならなくなったり、恋がうまくいかなかったり。根が真面目だから、これまで人と会って紛らわせていた不安なんかコロナ下ではままならなくなったんだろうと思います。もっと一緒にいて、話を聞いてやればよかった。今回たま広報でこのパブリックコメント募集を見て、渋谷区のパートナーシップ制度が話題になっていた時に、当時付き合っていたパートナーと引越しちゃう？と笑っていた顔を思い出しました。あの子にとっては色々ままならなくて苦しいことも多い人生だったかもしれないけど、あの日は「世の中が味方になってくれた気がする」と言っていて、楽しそうだった。きっとこの制度が当事者に実際に利用されたり、当事者以外の多くの人に馴染むまでになるには時間がかかると思います。でも、見えないところで多くの当事者を救っています。そして多くの非当事者への理解促進のきっかけになると思うのです。多摩市に引越してきてよかったです。これから生まれてくる子どもに話す多摩市の素敵なお話が一つ増えました。この制度が無事に船出して、未来につながりますように。	
7	制度 について	待っていた制度です。理解される方が増えることを願います。高齢化社会が進み家族でないことで受けられない仕組みが多いと感じます。是非・制度の確立と継続運営されることを願います。	
8	制度 について	いよいよ多摩市が、パートナーシップ制度を開始されることに賛同し、その決断に敬意を表します。 本来、婚姻は自由であるべきであり、基本的人権の一つです。 すでに、海外の多くの国で、婚姻の自由が認められており、わが国でも法的保障が急がれます。 多くの自治体のパートナーシップ承認制度が、発足・実現すれば、国に於ける法整備も加速されます。ありがとうございました。	
9	制度 について	<多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いについて>を、(目的)から第1条～第15条まで目を通しました。 第1条の目的は特に素晴らしく、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例(平成25年9月30日条例第38号)第3条に定める理念に基づき、性別による差別的扱いを含めた諸問題に対応し、自らの意志では解決することのできない性的指向及び性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者が安定した地域生活を送ることができる社会を実現することを目的とする」の文章には、かつて条例をつくる段階で浅倉むつ子先生のご指導で性自認・性的指向を取り込むことができたことを今更ほこらしく思っています。 この制度が定着するよう、私たちは今後も頑張っていかなければならないと決意をあらたにしているところです。 是非々々パートナーシップ制度が成立することを望んでいます。	

10	制度 について	<p>早急を実現することを願います。また、性的指向や性自認の多様性にはシスヘテロも含め、別姓婚を望む男女カップルにも当てはめることを期待します。先行する横浜市では、制度利用者のじつに1/3が男女カップルだそうです。ぜひ幅広い運用ができますように。</p>	<p>本制度は、多摩市女と男の平等参画を推進する条例の基本理念における、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題への対応、また第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画における、性的指向・性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者及びその家族等が安定した地域生活を送ることができることを実現するための施策として実施するものです。そのため、本制度では事実婚は対象としませんでした。</p>
11	制度 について	<p>制度導入に関して、「この多摩市でもパートナーシップを始めますよ」というブームに乗っただけでは、意味がありません。</p> <p>また、単に制度を導入すればいいというだけではありません。多摩市の教育や地域社会、そして市民生活など、幅広く関係していきます。</p> <p>「セクシュアルマイノリティ」の講演講座は多少していたようですが、啓蒙活動など準備不足の中の制度導入の感が否めません。この多摩市では身体的・知的障害者の方や認知症の方への理解は進んでいるように思いますが、「セクシュアルマイノリティ」の方への理解は全くとっていいほど進んでいないのではないのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりやシティセールスへどのように結びつけるのか？ ・多摩市でパートナーシップを宣誓して住む、もしくは移住するメリットは？ ・多様性に関する学校教育の計画は？ ・市民の方への具体的な啓蒙活動は？ ・反対意見に対してどのように対応する？ <p>多摩市は高齢者の方や保守的な考えの方が多いのではないのでしょうか？</p> <p>「子供を作らないので人口が増えない、生産性がない」というナンセンスな意見、「風紀が乱れる」という差別的な意見もあることでしょう。</p> <p>準備不足の中の制度導入となりますので、運用と同時に早急にさまざまな課題を解決していかねばならないでしょう。</p> <p>また、制度や啓蒙活動、サービスなど取り組みに多摩市独自の内容を盛り込むことによって、他自治体との違いをアピールすることもでき、「多摩市方式」も確立できるでしょう。</p> <p>制度には大賛成ですので、微力ながら協力させていただける機会があれば幸いです。</p>	<p>ご意見のとおり、本制度が実効性を持つためには、市役所だけでなく、市民や事業者の皆さんの理解が不可欠です。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後制度を実施していくにあたり参考とさせていただきます。市民や事業者の皆さんに向けた、制度の趣旨をご理解いただくための周知・啓発にも努めてまいります。</p>
12	制度 について	<p>法律的に婚姻が認められないのであれば、税制や社会保障制度上の不利益は、多摩市におけるパートナーシップ制度成立後も免れません。具体的に多摩市においてどのような改善が図られるかはなはだ不透明です。同性カップルに対し、少なくとも公的住宅の借り上げや、市内における民間住宅問題の解消の援助、金融機関に対しての(例えば信用金庫等)住宅ローン契約の際の力添え、子ども手当の対象とすること、医療決定権や面会権等の緩和についての問題等々、市として実行可能なことを明らかにすると同時に、市からの企業や団体への働きかけが必要です。加えて国に対して住民の必要不可欠な要求であることを絶え間なく伝え、法の改正を要求することも地方自治体の責務と考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、市や国、東京都、民間事業者等において、具体的な改善が図られることが大事です。市としては現在のところ、市営住宅の申込みが可能となるよう検討を進めているところです。その他の市の業務については、今後整理・調整を行いながら、サービスの拡充を図るとともに、市内事業者等に対する働きかけも行う考えです。</p> <p>また、市民や事業者の皆さんに向けた、制度の趣旨をご理解いただくための周知・啓発にも努めてまいります。</p>

13	制度 について	<p>本制度に係るフルコストを開示されたい。</p> <p>1 イニシャルコスト 2 運用にかかるフルコスト</p>	<p>本制度導入に併せて性の多様性や制度の周知のための啓発物品やチラシ等の印刷は行いますが、運用に関しては、特にシステムの導入や外部委託等を行いません。そのため現在のところイニシャルコスト、ランニングコストともに受領証発行の際の用紙代と事務に関する職員の人件費のみを見込んでいます。</p>
14	制度 について	<p>多摩市でも「(仮称)パートナーシップ制度」の導入を盛り込み、令和4年2月からの制度開始に向け検討を進めています。という話を聞き、多摩市では無縁の事だと思っていただけにビックリです!!! 性的マイノリティーの問題で、よく遺産相続ができないとか、病院での付き添いなどの事例を挙げっていますが、わざわざパートナー制度をつくらなくても解決できることばかりです。本当に必要な制度なのでしょうか? あるところで、当事者の7割ほどの方々が、制度ができて「利用しない」と回答していると聞きました。実際の当事者は、「そっとしておいて欲しい」とか「必要性を感じない」だったと記憶しています。今は、非婚晩婚化で少子化が進んでいるだけでなく、離婚も多く、児童虐待や貧困問題など、一夫一婦の結婚が崩れていることでたくさんの方が起きている時代です。むしろ、男女の結婚の意義を再確認し、再生、強化すべき時だと思えます。よって、同性パートナー制度づくりには反対です。必要ありません!</p>	<p>多摩市は平成26年1月1日に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、市、市民、事業者及びその他の団体が、性的指向や性自認に起因する差別を行うことを禁止しています。パートナーシップ制度は、この条例に基づき、当事者の方々の生きづらさや、日常で直面している困難を少しでも解消する一助として、また、多様な性に関する理解をさらに広げるために実施するものです。</p> <p>ご意見のとおり、当事者の方々は遺産相続や病院での付き添いなど、日常の様々な場面で困難に直面しています。これを乗り越えるためには相当時間と労力をを要します。こうした現状を少しずつでも解決していくためのきっかけとして、本制度は必要であると考えています。</p> <p>また、本制度は、すぐに利用されなくても、必要となったときに整備されていることが大事であると捉えています。</p> <p>少子化や、児童虐待、貧困問題などは、様々な要因が複合的に重なり生じているものと認識しています。引き続きこれらの課題等にも鋭意対応してまいります。</p>
15	制度 について	<p>同性パートナー制度は必要なし! それより、市はもっと他にやるべきことがあるのではないかと! 子供の貧困や、児童虐待の方がもっと深刻だ。非婚・晩婚化、家庭崩壊を食い止めるためにも、もっと子供に性や結婚をまじめに考える教育を施すべきで、プライベートな人間関係に、公共の自治体が証明書を出す必要があるのか!! 行政は人材も予算も限られているのだから、本当に必要な施策にもっと投入すべきだ。</p>	<p>市では、限られた人員や予算の中で、様々な行政課題に取り組んでおりますが、その中でも市民の皆さんの命や財産、人権を守ることは最も基本とすべきことと捉えています。</p> <p>ご意見の子どもへの貧困や児童虐待については、多摩市としても解決すべき重大な問題であると捉え、様々な対策を進めているところです。</p> <p>一方、性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とした困難や生きづらさの解消についても、市として取り組むべき重要な施策であると認識しています。</p> <p>今後も様々な行政課題に適切に対応してまいります。</p>
16	制度 について	<p>同性を愛するのもある意味自由です。</p> <p>ただし、一部の人の為にパートナー制度を作ることには反対です。</p> <p>当事者の方が、困っていることに対しては、新たな制度を作るのではなく、別の方法で困っている事柄を具体的に救済してあげれば良いのではないのでしょうか。パートナー制度などと、結婚に似た曖昧な制度を作るべきではないと思います。</p> <p>職場や普段の生活で、不利益があるという場合は、それぞれ個別に対応する方法を考えれば良いだけではないのでしょうか。</p>	<p>日常生活の中で当事者の方々が直面している困難や不利益は、周囲の理解不足や、目に見えない性的指向や性自認、パートナーとの関係を証明する手段がないことが原因であることがほとんどであるとされています。これらの困難や不利益に対して、個人が解決できる範囲には限界があります。</p> <p>本制度の導入により多様な性的指向・性自認の理解促進や、パートナーとの関係を目に見える形で表すことでの困難の解消の一助になると考えています。</p>

17	制度 について	<p>同性パートナーシップ制度には反対です。日本で最初の証明書をもたらした第一号同性カップルは、2年ほどで破談して、解消届けを出したと新聞で見ました。そのうえ、その片方の女性はすぐに新しい異性とのパートナーと一緒になったそうです。</p> <p>このようなプライベートな人間関係や、プライベートな好みに、公共の自治体が証明書を出すことは甚だ疑問です。どこに公共性があるのでしょうか？行政が、プライベートな生活に過度に介入すべきではありません。</p>	<p>多摩市は平成26年1月1日に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、市、市民、事業者及びその他の団体が、性的指向や性自認に起因する差別を行うことを禁止しています。パートナーシップ制度はこの条例に基づき、当事者の方々の生きづらさや、日常で直面している困難を少しでも解消する一助として、また、多様な性に関する理解をさらに広げるために実施するものです。</p> <p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市として取り組むべき重要な課題であると認識しています。</p> <p>また本制度は、すぐに利用されなくても、必要となったときに整備されていることが大事であると考えます。</p> <p>なお、本制度の検討は、学識経験者や弁護士、公募市民で構成する多摩市男女平等参画推進審議会からの提言や意見のほか、当事者の方からも意見をいただきながら進めてきたものです。</p>
18	制度 について	<p>同性パートナー制度が広がりを見せている背景には、電通調査の数字の影響があるようですが、電通の調査は、LGBTを対象とした商業的市場規模を調査する目的を持ったもので、公的な行政を考えるうえで相応しいものではないようです。公的機関の調査で、名古屋市の調査では、LGBTは人口の1～2%という結果だったようです。</p> <p>しかもこれは、いろんなカテゴリーを合わせた数字なので、この制度を必要とするような同性愛者の割合はもっと低いとも言われています。しかもこの制度ができて、大多数が利用しないと答えているとも聞いています。このような状況で、緊急にこうした制度を作らなければならない理由があるとは思えません。</p> <p>まずは、名古屋市と同じように多摩市での実態調査をして、該当者が何人ぐらいいるのか、当事者たちは本当に求めているのか、をしっかりと確認してから制度作りは考えられるべきだと思います。</p>	<p>多摩市は平成26年1月1日に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、市、市民、事業者及びその他の団体が、性的指向や性自認に起因する差別を行うことを禁止しています。パートナーシップ制度はこの条例に基づき、当事者の方々の生きづらさや、日常で直面している困難を少しでも解消する一助として、また、多様な性に関する理解をさらに広げるために実施するものです。本制度の導入に際しては、学識経験者や弁護士、公募市民で構成される多摩市男女平等参画推進審議会からの提言や意見、当事者の方からの意見、現在の社会情勢などに鑑み検討してきました。</p> <p>当事者の方々は遺産相続や、病院での付き添いなど、日常の様々な場面で困難に直面しています。これを乗り越えるためには相当時間と労力をを要します。</p> <p>また、このような当事者の方の困難が表面化してこないのは、当事者の方が安心して打ち明けること(カミングアウト)ができる環境が整っていないことも要因の一つになっていると捉えています。多様な性的指向・性自認の理解促進のためにも、本制度の導入が必要であると考えます。</p> <p>性的指向・性自認に関しては、本人の意思で変更できるものではないとされています。本制度は当事者やその家族の困難や生きづらさの解消につなげることを目指すものであり、既存の婚姻関係や家族のあり方等を否定するものではありません。</p> <p>本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、今後も啓発や周知に力を入れてまいります。</p>
19	制度 について	<p>同性パートナーシップ制度を始めとする性的マイノリティに関する施策については、わが国の婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、拙速に推進することなく慎重に検討してほしい。課題の多くは現行法で対応可能です。性的マイノリティの抱える問題や不便・不利益は、すでに対策が取られているものや、現行法のもとで解決できるものも多くあります。性的マイノリティへのいじめなども多くありません。いじめはあってもありませんが、性的マイノリティの方だけではありません。さらに、性的マイノリティの方の問題や不便・不利益といわれるものの多くは現行法や施策のもとで解決可能です。ですので、性的マイノリティに関する施策については、わが国の婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、拙速に推進することなく慎重に検討していただくように強く要望致します。</p>	<p>多摩市は平成26年1月1日に施行した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、市、市民、事業者及びその他の団体が、性的指向や性自認に起因する差別を行うことを禁止しています。パートナーシップ制度はこの条例に基づき、当事者の方々の生きづらさや、日常で直面している困難を少しでも解消する一助として、また、多様な性に関する理解をさらに広げるために実施するものです。本制度の導入に際しては、学識経験者や弁護士、公募市民で構成される多摩市男女平等参画推進審議会からの提言や意見、当事者の方からの意見、現在の社会情勢などに鑑み検討してきました。</p> <p>当事者の方々は遺産相続や、病院での付き添いなど、日常の様々な場面で困難に直面しています。これを乗り越えるためには相当時間と労力をを要します。</p> <p>また、このような当事者の方の困難が表面化してこないのは、当事者の方が安心して打ち明けること(カミングアウト)ができる環境が整っていないことも要因の一つになっていると捉えています。多様な性的指向・性自認の理解促進のためにも、本制度の導入が必要であると考えます。</p> <p>性的指向・性自認に関しては、本人の意思で変更できるものではないとされています。本制度は当事者やその家族の困難や生きづらさの解消につなげることを目指すものであり、既存の婚姻関係や家族のあり方等を否定するものではありません。</p> <p>本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、今後も啓発や周知に力を入れてまいります。</p>

20	制度 について	<p>同性パートナー制度について意見申し上げます。 職員の皆様には、いつも市民のためにご苦労していただき、大変、ありがとうございます。</p> <p>制度に対する意見ですが、子供への影響を考えると、同性愛などを気軽に扱う昨今の風潮が心配です。新聞報道でも小中学校でも、当事者を招いた出前授業を行っているところがあると聞きました。こうしたデリケートな教育をするにあたって、保護者の意見を聞き了解を得ているのでしょうか？ 子供は性に関する考え方も確立していないし、影響を受けやすい存在です。興味本位で同性同士で安易に一線を越えるケースもないとは言えません。欧米では、性別違和を訴える子供が増えているようですし、明らかに影響はあると思います。</p> <p>こうした制度ができると、さらに同性愛容認の風潮が加速するのではないのでしょうか。むしろ、市には子供たちの未来を考えて、こうした制度の導入には慎重であってほしいと思います。性的マイノリティの方々が困難を抱えているということには同情をしますが、こうした制度でなくても対応の方法はいろいろとあるはずで。性や結婚については、もう少し保守的であってほしいと考えます。</p> <p>ぜひ、私どものような意見にも耳を傾けていただき、拙速な結論を出すことなく、慎重な審議をして下さるよう切に要望いたします。</p>	<p>東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム(学校教育編)」(令和3年3月)では、人権教育において、「東京都人権施策推進指針に示された女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進する。」と記載されています。国の人権教育・啓発に関する基本計画やこの人権教育プログラムに基づき、各学校であらゆる差別を解消するために、性の多様性を含めた人権教育が行われています。</p> <p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題であると捉えています。</p> <p>子どもたちが、自分や周りの人の性的指向や性自認が周りと違うと気づいたとき、いじめや不登校、自傷行為に発展することがないよう、性の多様性についての正しい知識を伝えていくことは大変重要です。</p> <p>性的指向や性自認は自分の意思で変更できるものではなく、また、いかなる性的指向・性自認も、他人に影響を受けて変化するものでも、悪いものでもないとしています。</p> <p>今後も学校での理解促進や啓発については、多摩市教育委員会とも連携しながら行ってまいります。</p>
21	制度 について	<p>”性の多様性”が認められ、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現に向けて「パートナーシップ制度」を導入することは、市が、一方的に市民に”性の多様性”と言う考え方、思想を押しつけることになりはしないか心配です。</p> <p>同性愛者の人々がいるのは事実ですが、だからといって、性は男女ばかりではなく、多様であって良いと言う物差しにしてしまえば、子供たちへの教育はどうなるのでしょうか。</p> <p>結婚は男と女だけでなく、男と男でも在り、と子供たちに教えることになるのでしょうか。LGBTに対する理解を深めるという教育をしている学校も出てきていると聞きますが、多摩市がそんな教育を子供たちにしてほしくありません。</p> <p>性のあり方は、人間生活の根本的な問題であり、男女で営む家庭生活が社会の基本だと思います。これを乱すような考え方を行政がすべきではありません。</p>	<p>東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム(学校教育編)」(令和3年3月)では、人権教育において、「東京都人権施策推進指針に示された女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進する。」と記載されています。国の人権教育・啓発に関する基本計画やこの人権教育プログラムに基づき、各学校であらゆる差別を解消するために、性の多様性を含めた人権教育が行われています。</p> <p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題であると捉えています。</p> <p>子どもたちが、自分や周りの人の性的指向や性自認が周りと違うと気づいたとき、いじめや不登校、自傷行為に発展することがないよう、性の多様性についての正しい知識を伝えていくことは大変重要です。</p> <p>性的指向や性自認は自分の意思で変更できるものではなく、また、いかなる性的指向・性自認も、他人に影響を受けて変化するものでも、悪いものでもないとしています。</p> <p>今後も学校での理解促進や啓発については、多摩市教育委員会とも連携しながら行ってまいります。</p>
22	制度 について	<p>ただでさえ少子化が進んでいるのに同性愛を支援する政策は絶対に反対します。同性愛では子供は産まれません。同性愛が今ではどんどん認められてきていますが、分別のつかない子供達が見て悪い影響を受け同性愛者が増えていくのも心配です。未来の自分の子供が影響を受け、同性愛者になってほしくありません。少子化が進めば国の未来がありません。国民が減る、国が減る道は、こういった小さいものを公的に認めてしまうところからどんどん広がってしまいます。よって公的に同性愛者を認めるのを反対します。</p>	<p>性的指向や性自認は自分の意思で変更できるものではなく、また、いかなる性的指向・性自認も、他人に影響を受けて変化するものでも、悪いものでもないとしています。</p> <p>今後も学校での理解促進や啓発については、多摩市教育委員会とも連携しながら行ってまいります。</p>

23	制度 について	<p>同性愛を支援するのは反対です。子供が影響受けて同性愛者が増えていくのが不安です。子供達が自分もこうなってもいいんだと思うのが不安です。子供が遊んでいる友達が同性だから安心して居て、実は性的な目で見られてたりしたら嫌です。結婚の概念が簡単に崩れてしまえば、子供の人生と社会の未来が崩壊してしまいます。次の世代へ未来に夢を描くことができる街を引き継いでいくべく、取り組みを進めて行くなれば、子どもを守り家庭を守らなければなりません。</p>	<p>東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム(学校教育編)」(令和3年3月)では、人権教育において、「東京都人権施策推進指針に示された女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進する。」と記載されています。国の人権教育・啓発に関する基本計画やこの人権教育プログラムに基づき、各学校であらゆる差別を解消するために、性の多様性を含めた人権教育が行われています。</p> <p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題であると捉えています。</p> <p>子どもたちが、自分や周りの人の性的指向や性自認が周りと違うと気づいたとき、いじめや不登校、自傷行為に発展することがないように、性の多様性についての正しい知識を伝えていくことは大変重要です。</p> <p>性的指向や性自認は自分の意思で変更できるものではなく、また、いかなる性的指向・性自認も、他人に影響を受けて変化するものでも、悪いものでもないとされています。</p> <p>今後も学校での理解促進や啓発については、多摩市教育委員会とも連携しながら行ってまいります。</p>
24	制度 について	<p>同性パートナーシップ制度は必要ありません。結婚制度の形骸化につながり、社会的損害をもたらす恐れが大きいです。市民の大切な生活を守る市は、しっかりしてほしいです。</p>	<p>本制度は当事者やその家族の困難や生きづらさの解消につなげることを目指すものであり、既存の婚姻関係や家族のあり方を否定するものではありません。</p> <p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題であると捉えています。</p> <p>本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、今後も啓発や周知に力を入れてまいります。</p>
25	制度 について	<p>性的少数者の方たちなど、すべての人の基本的人権は守られるべきだと思います。但し、パートナー制度には明確に反対します。</p> <p>この制度は同性婚合法化につながる可能性があります。憲法にあるように、結婚は「男女」以外は認められません。違憲な制度を市が進めることには反対です。</p> <p>好きであれば誰でもいいということになれば、社会の根幹である結婚制度が狂い出します。市は、国や社会の根幹にかかわる婚姻制度を揺るがすような制度は作るべきではないと思います。</p>	<p>性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であり、これらを原因とする困難や生きづらさの解消は、市が取り組むべき重要な課題であると捉えています。</p> <p>本制度の必要性や多様な性的指向・性自認について、今後も啓発や周知に力を入れてまいります。</p>

26	制度 について	<p>「渋谷区方式」と多くの自治体が採用している「世田谷区方式」がありますが、多摩市はハードルの低い「世田谷区方式」を採用するようですね。「3 事業内容」についてですが、「同等のサービスが受けられるなど一定の効果が期待できます」とありますが、この制度では、公的サービスや民間サービスのごく限られたサービスしか受けられないのが現実ではないでしょうか？</p> <p>法律婚ができない現状では、「パートナーシップ制度」を利用するのがよいのですが、民法上の権利義務を補完することはほとんどできません。公正証書による「パートナーシップ契約」、「任意後見契約」、「遺言書」、「医療における事前指示書」、「死後事務委任契約」などの契約には、ずいぶん劣るということです。この制度利用する方への事前説明を十分にしないと、大きな誤解やトラブルを招く恐れがあります。また、利用される方以外の市民の方も誤解が生まれることでしょうか。この点は、非常に注意が必要なところだと思います。</p>	<p>本制度は条例ではなく要綱により定めますので、市民の権利や義務に関わるような法的な効力はありません。ご意見を踏まえ、この点は制度の内容と合わせて周知してまいります。</p> <p>当事者の方々は遺産相続や、病院での付き添いなど、日常の様々な場面で困難に直面しています。これを乗り越えるためには相当時間と労力をを要します。こうした現状を少しずつでも解決するためにのきっかけとして、本制度は必要であると考えています。</p> <p>市としては現在のところ、市営住宅の申し込みが可能となるよう検討を進めているところです。その他の市の業務については、今後整理・調整を行いながら、サービスの拡充を図るとともに、市内事業者等に対する働きかけも行う考えです。</p> <p>また、取組内容を含めて整理し、周知・啓発をしてまいります。</p>
27	(目的) 第1条	<p>「当事者が安定した地域生活を送ることができる 社会を実現することを目的とする。」とありますが、当事者のことだけ触れていますが、これでいいのでしょうか？</p> <p>「この要綱は、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現を目指す多摩市女と男の平等参画を推進する条例(平成25年9月30日条例第38号)第3条に規定する基本理念に基づく施策として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。」という例のように目的は「男女平等参画社会の実現」であり、基本理念に基づいて、その施策のひとつとして、パートナーシップ制度を導入したのではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見のとおり、本制度の目的は、「男女平等参画社会の実現」です。そして、その施策の一つとして、性的指向及び性自認による差別を含む諸問題への対応や、これらに関する悩みや課題を抱えている当事者及びその家族等が安定した地域生活を送ることができることを実現するために実施するものです。</p> <p>当事者や家族等が安定した地域生活を送ることが、ひいては基本理念を広め、すべての人の住みやすさ、暮らしやすさにつながることを期待されると考えます。</p> <p>以上の考え方を念頭に、表現を精査いたします。</p>
28	(宣誓者の要件) 第3条	<p>単に「成年」でよいのではないのでしょうか？令和4年3月31日までは20歳、以降は18歳。民法の定め通りでよいと思います。</p>	<p>明確に「成年」の定義を行うため、「民法(明治29年法律第89号)第4条(成年)」の表記を入れております。</p>
29	(宣誓者の要件) 第3条	<p>住所要件は最低限の要件で、補足を「宣誓書」・「確認書」で行うのがよいでしょう。</p>	<p>住所要件については、当事者が同居を希望しても、物件の賃貸、購入ができない等の事情があることも考慮し、同居を要件とはいたしませんでした。また、周囲へ知られたくない等の事情(会社等に住民票を提出する際に気づかれないので同一世帯にできない、など)があることを考慮し、同一世帯も要件とはしておりません。さらに、DVや転勤など、諸事情により住所を移せない方も宣誓できるよう、申請者双方が市内に住所を有することを条件とはいたしませんでした。ただ、今後パートナーシップ制度利用者を対象とする市行政サービスについて検討をすることを前提に、一人は市内に住所を有することは条件としました。</p>

30	(宣誓者の要件) 第3条	(4)の取り扱いですが、民法736条の規定も入れるべきではないでしょうか？ただ、社会保障の補完として「養子縁組」をするカップルもありますが、その場合は審査の対象で、宣誓可能とすることもできるでしょう。	ご意見のとおり、当事者の中には社会的な二人の関係性を補完するために養子縁組をされる事例があると伺っています。第736条(養親子等の間の婚姻の禁止)に該当する方を対象者から除外した場合、養子縁組をされていた二人はパートナーシップ制度が利用できなくなるため、今回は除外の対象とはいたしませんでした。 養子縁組関係を解消してパートナーシップ制度を利用する方は、そもそも便宜的に養子縁組制度を利用していた方であると考えられますので、そのような養子縁組関係について厳格に審査を行い選別することは馴染まないと考えております。
31	(宣誓の方法) 第4条	「宣誓書」「確認書」が、閲覧資料でないことは、片手落ちということでは済まないことです。この二つの文書は、制度の根幹そのものです。 「宣誓書」: 「～の要綱」に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、～という書式が各自治体では多いようですが、それでは軽すぎると考えています。やはり宣誓書では、法律婚と同様な重みも必要と考えます。 例: 『『多摩市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱』に基づき、互いを生涯のパートナーとし、互いに協力し、助け合い、ともに生活することをここに宣誓いたします。』 これは、民法752条(同居、協力及び扶助の義務)を参考にしています。 「確認書」: 他自治体の書式を参考にしていると思いますが、民法752条(同居、協力及び扶助の義務)では、夫婦は同居義務がありますので、同性カップルにも順守してもらった方がよいのではないのでしょうか。ですから、住所要件で「同一世帯」・「同居」の確認が必要だと考えます。	「宣誓書」: 宣誓書の内容については現在検討中ですが、「パートナーシップ」という関係性については要綱の中ですでに定義を行っておりますので、「二人がパートナーシップにあること」を表記することで充分であると考えております。 「確認書」: 住所要件については、当事者が同居を希望しても、物件の賃貸、購入ができない等の事情があることも考慮し、同居を要件とはいたしませんでした。また、周囲へ知られたくない等の事情(会社等に住民票を提出する際に気づかれたくないのと同じ世帯にできない、など)があることを考慮し、同一世帯も要件とはしていません。さらに、DVや転勤など、諸事情により住所を移せない方も宣誓できるよう、申請者双方が市内に住所を有することを条件とはいたしませんでした。 ただし、今後パートナーシップ制度利用者を対象とする市行政サービスについて検討をすることを前提に、一人は市内に住所を有することを条件としております。
32	(通称の使用) 第5条	これは、「作家のペンネーム」や「芸能人の芸名」を想定しているのでしょうか？注意事項としては、「本名」ではないので、公的、民間サービスを受ける際に本名(氏名)を確認する書類が必要になることですので、事前説明の必要があります。	当事者の中には、自分自身を肯定したり、見た目と自認する性のギャップによる周囲との混乱を避けるため、自認する性に応じた通称名を使用している方がいらっしゃいます。本名とは異なりますが、本人にとっては自身のアイデンティティを示すための非常に重要な要素であると認識しています。 一方で、いただいたご意見のとおり、本名の確認が必要となる場面も想定されますので、各種様式においては、通称名の使用を可とし、あわせて本名を併記する形式で検討しております。
33	(交付) 第6条	多くの自治体は「宣誓書受領証」という名称を使用していますが、「(受領証)とは、正式に重要な書類を受け取ったことを認めたことを証明するための文書。」少し、重みに欠ける、安易な名称だと思います。 「宣誓書」を確かに受け取りましたよ、ということだけで、「宣誓」したことを認め、証明する文書ではありません。名称を再度検討した方がよいのではないのでしょうか？	宣誓書を多摩市として正式に受理することが、二人の宣誓を認め、関係性を証明することにつながると考えています。 そのため、名称は原案のままとさせていただきます。

34	(宣誓書の保存) 第13条	<p>保存期間30年は他自治体との比較は分かりませんが、(5年・10年のところもある)期間限定は、おかしいでしょうね。</p> <p>その後の宣誓の効力はどうなるのでしょうか？更新をするのでしょうか？それとも「受領書」だけは効力が続くのでしょうか？</p> <p>20歳で宣誓したら50歳で廃棄されることになります。データ保存など、考えてはどうでしょうか？</p> <p>(ちなみに8条及び10条とありますが、8条及び9条だと思います。また、11条を追加した方がいいでしょう)</p>	<p>保存年限に達して宣誓書が廃棄されても、宣誓の効力や受領証等が無効になるわけではありません。</p> <p>こうした点なども踏まえ、保存期間については多摩市文書管理規程と、婚姻届の保存期間(27年間)を基に、30年間といたしました。</p> <p>この保存年限については、今後サービスの拡充や、国や東京都の法整備などに合わせ、必要に応じて見直しを図ってまいります。</p> <p>一部標記に誤りがあった点について、ご指摘ありがとうございます。修正させていただきます。</p>
35	(啓発) 第14条	<p>この第14条は非常に大切ですね。啓発活動や制度を利用するメリット、どのようなサービスが「実際に」受けられるのかを整理し、利用者や検討している方への説明が必要ですし、拡充に努めなければなりません。具体的な計画と実行を強く望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、本制度啓発は大切であると捉えています。市民や事業者の皆さんに多様な性的指向・性自認に関する理解が広がることで、市はもとより、民間においてもサービスが広がっていくことにつながることを期待されます。</p> <p>具体的に受けられる官民のサービスの拡充を見据えながら、制度の周知・啓発に努めてまいります。</p>